

令和7年 第11回白石町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和7年11月5日（水） 午前9時00分～午前9時43分

2 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3 出席委員（35人）

No.	委員氏名	No.	委員氏名	No.	委員氏名
1	木下 善明	14	渕上 誠	27	古賀 茂昭
2	松尾 貴江	15	江口 和広	28	藤井 啓二
3	大曲 弥素男	16	川崎 照子	29	一ノ瀬 美佐子
4	大串 勝	17	川崎 俊幸	30	橋口 均 欠席
5	川崎 勝巳	18	香月 幸雄	31	外尾 美津子
6	岩永 政幸	19	前田 則尋	32	吉原 春樹
7	土井 哲夫	20	松尾 利助	33	岩石 学
8	溝上 博信	21	満田 直昭	34	山崎 三智治
9	香月 伸幸	22	久原 一義	35	生島 義明
10	橋本 重吉	23	久原 勤	36	片渕 秋正 欠席
11	中村 康則	24	前田 達雄	37	片渕 久司
12	溝口 昇	25	筒井 恒司		
13	江頭 浩二	26	池上 勝文		

4 欠席委員（2人）

30番 橋口 均 36番 片渕 秋正

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第4条の規定による許可申請について
- 2 農地法第5条の規定による許可申請について
- 3 非農地証明願いについて
- 4 農用地利用集積等促進計画（案）への意見について
- 5 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告
- 2 農地法第4条の規定による届出について
- 3 形状変更届出について

業務連絡事項

- 1 令和7年第12回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時：令和7年12月5日（金）9時00分～
場所：白石町役場 3階大会議室
- 2 その他

- 6 農業委員会事務局職員
- | | |
|-------------|------|
| 事務局長 | 石田善人 |
| 課長補佐兼農地農政係長 | 野中和男 |
| 農地農政係長 | 前山仁美 |
- 7 その他出席職員
なし
- 8 その他

9 会議の概要

事務局長 皆様おはようございます。

それではただ今から、令和7年11月第11回白石町農業委員会総会を開会いたします。片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございます。

本日は、30番 橋口 均 委員、36番 片渕 秋正 委員から欠席の届けがあっております。

ただ今の出席委員は37名中 35名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、20番、松尾利助委員、21番、満田直昭委員を指名いたします。これより議事に入ります。

＝議案番号第 187 号＝

議長 1「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第187号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第187号、議案書は1ページです。

申請農地からその他参考事項までは、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、既存施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、1ページから3ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として10月24日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、倉庫、庭及び宅地進入路の申請となっています。

周辺の農地にも影響はないと考えられ、生産組合長、隣接宅地所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第187号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第187号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝ 議案番号第 188 号 ＝

議長 続きまして、2「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第188号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第188号、

権利の種類は、所有権移転売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、既存施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、4ページから6ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として10月31日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は、自宅横にある譲渡人の実家を購入するにあたり、申請地が農地であることが判明し、申請をなされたものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接土地所有者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、申請地を以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第188号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第188号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 189 号 =

議長 続きまして、3「非農地証明願いについて」を議題とします。議案番号第189号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第189号。議案書2ページです。

願出農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

申請される土地については、非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行っており、今後も再び農地として利用されることはない判断し、申請を受理し

ております。

議案の位置図は、7ページから9ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員

委員 私から地元農業委員の意見について発言します。

10月21日に〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。

非農地証明の願い出があった土地は、昭和60年の圃場整備事業によって自宅前の道路が付け替えられ、宅地進入路として換地されているようです。

また、区長、生産組合長及び近隣の住民の方からも以前から非農地であったという意見を得ており、周辺の状況を見ても再び農地として利用される可能性も無いと判断しました。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第189号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第189号は非農地として当委員会承認することに決定いたします。

＝議案番号第 190 号＝

議長 続きまして、議案番号第190号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第190号。

願出農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

申請される土地については、非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行っており、今後も再び農地として利用されることはない判断し、申請を受理しております。

議案の位置図は、10 ページから 12 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として10月28日に○○委員及び事務局と現地確認を行いました。
非農地証明の願い出があった土地は、昭和62年の圃場整備事業によって自宅前の道路が付け替えられ、昭和62年の圃場整備事業及び平成8年国土調査によって農地として換地や登記がされているようです。また、区長、生産組合長及び近隣の住民の方からも以前から非農地であったという意見を得ており、周辺の状況を見ても再び農地として利用される可能性も無いと判断しました。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第190号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第190号は非農地として当委員会承認することに決定いたします。

＝議案番号第 191 号＝

議長 続きまして、4「農用地利用集積等促進計画（案）への意見について」を議題とします。議案番号第191号について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第191号の「農用地利用集積等促進計画（案）への意見について」ご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は5件となっております。

つづきまして、「利用権設定」でございます。

2ページから7ページをご覧ください。今回は76件 計画されており、賃借権設定が69件となっています。

区分の内訳として新規が54件あり、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものは13件です。再設定は22件となっています。

未相続農地は16件です。

今回の利用権の総面積は 432,702 (43万2,702) m²です。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件を満たしており81件とも意見はないものと判断いたします。

ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず所有権移転分を審議します。

進行の都合上、議事参与の制限関係分を先に審議します。○番〇〇委員の退室をお願いします。

(委員 退室)

議長 それでは、所有権設定のうち、1ページの整理番号1番について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第191号、所有権移転うち、1ページの整理番号1番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。〇〇委員の入室を許可します。

(委員 入室)

議長 引き続き、残りの所有権設定について審議します。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第191号、所有権移転、1ページの整

理番号1番以外について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第191号、所有権移転については、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。
進行の都合上、議事参与の制限関係分を先に審議します。○番〇〇委員の退室をお願いします。

(委員 退室)

議長 それでは、利用権設定のうち、2ページの整理番号1番について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第191号、利用権設定のうち、2ページの整理番号1番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。〇〇委員の入室を許可します。

(委員 入室)

議長 引き続き、残りの利用権設定について審議します。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第191、利用権設定のうち、2ページの整理番号1番以外の分について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において意見がない

旨回答いたします。

＝ 議案番号第 192 号 ～ 議案番号第 195 号 ＝

議長 続きます、5「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第 192 号から 195 号の農地の売渡し希望について、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 192 号。議案書 3 ページです。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、福吉南の〇〇氏です。

申請理由は、規模縮小のための農地処分でございます。

議案の位置図は、13 ページから 14 ページをご覧ください。

続きます、議案番号第 193 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。

申請理由は、高齢のための農地処分でございます。

議案の位置図は、15 ページから 16 ページをご覧ください。

続きます農地の借受希望でございます。

議案番号第 194 号。

あっせん申出者は、揚田の〇〇氏です。

申出理由は、規模拡大のためで、国道 207 号、国道 444 号及び県道武雄福富線に囲まれたエリアの農地で、希望面積は 250a を希望であります。

続きます、議案番号第 195 号。

あっせん申出者は、坂田の〇〇氏です。

申出理由は、規模拡大のためで、大字〇〇、大字〇〇地区農地で、希望面積は 250a を希望であります。

以上、議案番号第 192 号から 195 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の (8) の規定より、農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名することになっています。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。

もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ2名、あっせん委員の指名をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 議案番号第192号から195号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員2名の選任についてよろしくをお願いします。

議長 議案番号第192号。
委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第193号。
委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第194号。
委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第195号。
委員 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。
議案番号第192号、○番〇〇委員、○番〇〇委員

議案番号第193号、○番〇〇委員、○番〇〇委員

議案番号第194号、○番〇〇委員、○番〇〇委員

議案番号第195号、○番〇〇委員、○番〇〇委員

であっせん委員をよろしくをお願いします。

議長 次に、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者については、議案書記載のとおりです。
連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、報告事項に移ります。

事務局 （事務局より報告事項を行う）

- 1 合意解約の報告
- 2 農地法第4条の規定による届出について
- 3 形状変更届出について

議長 報告が終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 （事務局より業務連絡事項について説明）

業務連絡事項

- 1 令和7年 第12回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時 : 令和7年12月5日(金) 9時00分
場所 : 白石町役場 3階大会議室
- 2 その他

議長 全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 9時 43分
